

補助金を使って間伐を！

「和泉市間伐材搬出事業補助金」

1 m³あたり 7千円の補助

最大21万円の補助が受けられます

※詳しい内容については、裏面をご覧ください。

補助金に関するお問い合わせは
和泉市環境産業部農林課
電話：0725-99-8125



和泉市では平成30年度から、「和泉市間伐材搬出事業補助金」とともに「和泉市林道維持管理事業補助金」を創設し、森林の保全に取り組んでいます。

和泉市間伐材搬出事業について

対象森林	和泉市内にある森林で、同一年度内に間伐又は間伐材搬出の補助金の交付を受けていないもの
対象間伐材	対象森林での間伐（材積に係る伐採率が35%以下のもの）で生じた間伐材のうち、補助金申請年度内に大阪府森林組合木材総合センターへ搬出したもの
交付対象者	①和泉市内に森林を所有する方 ②森林組合（森林所有者の同意が必要） ③林業事業体（森林所有者の同意が必要） 上記①～③のいずれかに該当する方
補助金額	搬出された間伐材 0.1 m ³ につき 700 円 ただし、30 m ³ 以上は 21 万円を上限とします

申請者



①交付申請書の提出

②交付決定通知

③総合センターへ納材後、実績報告書の提出

④現場確認⑤補助金額の確定通知

⑥補助金の請求

⑦補助金の支払

市農林課



伐採に際して

立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出することが森林法で義務付けられています。

※和泉市間伐材搬出事業申請書とは別に提出が必要となります。

伐採を始める90～30日前までに市農林課へ提出してください。